

職人の元気を守る 建設国保



建設労働者・建築職人がつかった健康保険



入院・通院時1レセプトにつき17,500円を超えた分を償還

入院時の傷病手当金が**最高1日8,000円50日間の給付**
(2020年4月1日以降の休業より)

出産一時金や**葬祭費**などの現金給付の内容も充実

仲間のための
建設国保です

健診補助や**保養施設利用補助**など
各種保健事業も利用可能

今すぐ加入を



☎ **03-3462-5331** **建設ユニオン**

2025年度版

<https://www.kensetu-union.jp/> E-mail : honbu@kensetu-union.jp



入院したときの補償

45歳未満組合員の場合

入院時の国保の傷病手当金＋組合共済傷病見舞金を合わせて

1日16,000円以上



組建国保加入条件と加入手続き

●組建国保に加入する条件は？

建設産業に従事している労働者、職人、事業主であれば、加入できます。

●組建国保に加入する手続は？

①家族全員の名前が記載された住民票（世帯全員で本籍・続柄・マイナンバーが記載されていて、すべて省略されていないもの）1通と印鑑。

②加入確認書。

③組合員の資格及び種別保険料に関する申告書。

④振込先金融機関預金口座届。

⑤現在加入している健康保険の確認書類。

⑥職種を確認するための資料（「職種」が記入された税務署の受付印がある確定申告書の控え、又は、職種が記入された労災保険加入証明書）など。

※②③④は組合にあります。（組合所定の用紙）

※申請者の身元確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）をご用意ください。

●しめきりと発効

毎月20日しめきりで、翌月1日から資格が発効します。

●法人事業所で「健保（政管健保）の適用除外」申請する場合は上記の条件が変わります。

組建国保（千葉）の補助制度

＜健康診断（本人と20歳以上の家族）＞
最高12,000円を補助。

＜保養施設利用補助＞

指定している保養施設に宿泊した被保険者（本人・家族）に一泊3,000円の補助（年1回）。

＜インフルエンザ予防接種補助＞

被保険者1人につき2,000円を年度中2回まで補助。

＜女性組合員の育児休業期間の保険料免除＞
子が1歳になる前月まで。

組建国保（千葉）の主な給付内容

名 目	内 容	請求時に必要な書類
傷病手当金 （組合員本人のみ） （連続して5日以上 の休業）	（通院）1日2,000円～4,000円 （入院）1日8,000円 3年を単位として、それぞれ最高50日間給付。ただし、加入後90日以内は給付しません。	組合にある所定の用紙に医師の証明をもらい、組合に提出する。 用紙は請求すれば郵送もします。
出産手当金 （組合員本人のみ）	1日2,000円～4,000円 産前25日と産後40日まで 加入後180日以内の出産は給付対象外です。	
出産育児一時金 （本人・家族とも）	一児につき500,000円	①印鑑 ②母子手帳もしくは新生児が記載された住民票など
葬 祭 費	本人 70,000円 家族 50,000円	①印鑑 ②所定の用紙（葬祭費申請書）に医師の証明、または死亡診断書（写しでも可）、または住民票除票
償 還 払 い 制 度	70歳未満の組合員本人は、保険診療分医療費について、月単位1レセプトにつき17,500円を超えた分を償還します。ただし、加入後3ヵ月後からの給付となります。	後日、国保組合から通知されます。

※1レセプト（診療報酬明細書）…医療機関ごとに別々。同一医療機関でも入院、外来、歯科も別々。患者ごとに毎月1日から月末までが一月単位。

組建国保（千葉）の保険料

健 康 保 険 料			介護保険料	合 計
組 合 員 種 別		月 額	月 額	月 額
法人第1種	30歳以上法人事業主	33,000円	4,900円	37,900円
第1種	30歳以上個人事業主	31,200円	4,800円	36,000円
第2種	30歳以上一人親方	26,600円	4,200円	30,800円
法人第3種	30歳以上の法人従業員	22,600円	3,700円	26,300円
第3種	30歳以上の個人従業員	21,900円	3,600円	25,500円
第4種	30歳未満	15,000円	—	15,000円
第5種	25歳未満	12,300円	—	12,300円
第6種	20歳未満	9,700円	—	9,700円
家 族	3歳以上6歳未満	3,600円	—	3,600円
	6歳以上23歳未満	4,900円	—	4,900円
	23歳以上70歳未満	5,800円	2,800円	8,600円
	70歳以上75歳未満	5,000円	—	5,000円

※介護保険料の徴収は本人・家族共40歳から64歳まで。

※3歳未満の家族保険料の徴収は行いません。